

令和4年度 地方独立行政法人くらすて病院における 障がい者就労施設等からの物品調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、法人が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障がい福祉サービス事業所等】

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所（障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所）

4 調達する物品等

物品：事務用品・書籍、事務備品、日用雑貨など

役務：洗濯業務など

5 調達の目標

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達については、4に定める物品等

の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品や役務を法人内で検討する。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達可能な物品、役務等について情報収集を行い、法人内の各部門に対して情報提供を行う。

7 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方独立行政法人くらはて病院契約規程（平成25年4月1日から病院規程第33号）第21条1項1号に定める額を超えない場合については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）により契約を締結するものとする。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置された高齢者団体及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて設置された母子福祉団体等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 法人における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、法人ホームページ等により公表する。
調達実績については、当該年度終了後遅滞なく実績を取りまとめ、公表するものとする。

9 その他

- (1) 法人と業務委託契約を締結している受託者に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うこととする。
- (3) この方針に関する窓口は、事務局庶務課とする。

附 則

本方針は、令和2年1月1日から施行する。